

3 障 害 等 級 早 見 表

部 位 障 害 種 別	眼					
	眼 球 (両 眼)				ま ぶ た (右 又 は 左)	
	視 力 障 害	調 節 機 能 障 害	運 動 障 害	視 野 障 害	欠 損 又 は 運 動 障 害	
第 1 級 年金 313日	(1) 両眼が失明したもの					
第 2 級 年金 277日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの					
第 3 級 年金 245日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの					
第 4 級 年金 213日	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの					
第 5 級 年金 184日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの					
第 6 級 年金 156日	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの					
第 7 級 年金 131日	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの					
第 8 級 一時金 503日	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの					
第 9 級 一時金 391日	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの			(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
第 10 級 一時金 302日	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの		(2) 正面視で複視を残すもの			
第 11 級 一時金 223日		(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第 12 級 一時金 156日		(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの			(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
第 13 級 一時金 101日	(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの		(2) 正面視以外で複視を残すもの	(3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
第 14 級 一時金 56日					(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	
系 列 番 号	1	2	3	4	5又は6	

注：〔 〕 内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

部 位 障 害 種 別	耳		鼻
	内 耳 等 (両 耳)	耳 か く (耳 介) (右 又 は 左)	
	聴 力 障 害	欠 損 障 害	欠 損 及 び 機 能 障 害
第 1 級 年金 313日			
第 2 級 年金 277日			
第 3 級 年金 245日			
第 4 級 年金 213日	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		
第 5 級 年金 184日			
第 6 級 年金 156日	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		
第 7 級 年金 131日	(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		
第 8 級 一時金 503日			
第 9 級 一時金 391日	(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
第 10 級 一時金 302日	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの		
第 11 級 一時金 223日	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		
第 12 級 一時金 156日		(4) 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの	
第 13 級 一時金 101日			
第 14 級 一時金 56日	(3) 1 耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの		
系 列 番 号	7	8 又は 9	10

部 位 障 害 種 別	口		神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神	頭 部、顔 面、頸 部
	そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害	歯 牙 障 害	神 經 系 統 の 機 能 又 は 精 神 の 障 害	醜 状 障 害
第 1 級 年金 313日	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したもの		(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
第 2 級 年金 277日			(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
第 3 級 年金 245日	(2) そしゃく又は言語の機能を廃したもの		(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
第 4 級 年金 213日	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの			
第 5 級 年金 184日			(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
第 6 級 年金 156日	(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの			
第 7 級 年金 131日			(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの
第 8 級 一時金 503日				
第 9 級 一時金 391日	(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの
第 10 級 一時金 302日	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの		
第 11 級 一時金 223日		(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの		
第 12 級 一時金 156日		(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの	(14) 外貌に醜状を残すもの
第 13 級 一時金 101日		(5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの		
第 14 級 一時金 56日		(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(9) 局部に神経症状を残すもの	
系 列 番 号	11	12	13	14

部 位 障 害 種 別	胸 腹 部 臓 器 (外生殖器を含む。)	体 幹	
		せ き 柱	そ の 他 の 体 幹 骨
	胸腹部臓器の障害	変 形 又 は 運 動 障 害	変 形 障 害 (鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨)
第 1 級 年金 313日	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの		
第 2 級 年金 277日	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの		
第 3 級 年金 245日	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		
第 4 級 年金 213日			
第 5 級 年金 184日	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		
第 6 級 年金 156日		(5) せき柱に著しい変形を残すもの	(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの
第 7 級 年金 131日	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		
第 8 級 時 金 503日			(2) せき柱に運動障害を残すもの
第 9 級 時 金 391日	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		
第 10 級 時 金 302日			
第 11 級 時 金 223日	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	(7) せき柱に変形を残すもの	
第 12 級 時 金 156日			(6) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
第 13 級 時 金 101日	(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの		
第 14 級 時 金 56日			
系 列 番 号	15	16	17

部 位 障 害 種 別	上 肢					
	上 肢 (右 又 は 左)			手 指 (右 又 は 左)		
	欠 損 又 は 機 能 障 害	変 形 障 害 (上腕骨又は前腕骨)	醜 状 障 害	欠 損 又 は 機 能 障 害	欠 損 又 は 機 能 障 害	欠 損 又 は 機 能 障 害
第 1 級 年金 313日	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(6) 両上肢の用を全廃したもの				
第 2 級 年金 277日	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの					
第 3 級 年金 245日				(5) 両手の手指の全部を失ったもの		
第 4 級 年金 213日	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの					(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの
第 5 級 年金 184日	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	(6) 1上肢の用を全廃したもの				
第 6 級 年金 156日		(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの		
第 7 級 年金 131日			(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(6) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの	(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの	
第 8 級 一 時 金 503日		(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	(8) 1上肢に偽関節を残すもの	(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの	
第 9 級 一 時 金 391日				(12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	(13) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの	
第 10 級 一 時 金 302日		(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの				(7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの
第 11 級 一 時 金 223日				(8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの		
第 12 級 一 時 金 156日		(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	(8) 長管骨に変形を残すもの	(9) 1手の小指を失ったもの	(10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	
第 13 級 一 時 金 101日				(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	(7) 1手の小指の用を廃したもの	
第 14 級 一 時 金 56日			(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの	
系 列 番 号	18又は21		19又は22	20又は23	24又は25	

注：〔 〕内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

部 位 障 害 種 別	下 肢			
	(右 又 は 左)			
	欠 損 又 は 機 能 障 害	変 形 障 害 (大腿骨又は下腿骨)	短 縮 障 害	醜 状 障 害
第 1 級 年金 313日	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(8) 両下肢の用を全廃したもの		
第 2 級 年金 277日	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの			
第 3 級 年金 245日				
第 4 級 年金 213日	(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの			
第 5 級 年金 184日	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	(7) 1下肢の用を全廃したもの		
第 6 級 年金 156日		(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの		
第 7 級 年金 131日	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの		
第 8 級 一時金 503日		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	(9) 1下肢に偽関節を残すもの	(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの
第 9 級 一時金 391日				
第 10 級 一時金 302日		(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
第 11 級 一時金 223日				
第 12 級 一時金 156日		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	(8) 長管骨に変形を残すもの	
第 13 級 一時金 101日			(9) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの	
第 14 級 一時金 56日				(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
系 列 番 号	26又は30	27又は31	28又は32	29又は33

注：〔 〕内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

部 位 障 害 種 別	下 肢	
	足 (右 又 は 左) 指	
	欠 損 又 は 機 能 障 害	
第 1 級 年金 313日		
第 2 級 年金 277日		
第 3 級 年金 245日		
第 4 級 年金 213日		
第 5 級 年金 184日	〔(8) 両足の足指の全部を失ったもの〕	
第 6 級 年金 156日		
第 7 級 年金 131日		〔(11) 両足の足指の全部の用を廃したのもの〕
第 8 級 一時金 503日	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第 9 級 一時金 391日	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの
第 10 級 一時金 302日	(9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの	
第 11 級 一時金 223日		(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの
第 12 級 一時金 156日	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの
第 13 級 一時金 101日	(10) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第 14 級 一時金 56日		(8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
系 列 番 号	34又は35	

注：〔 〕 内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。